

四日市市告示第 138 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 3月 27日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	起点	幅員 (m)	延長 (m)	備考 別添図位番号
		終点			No.1
1	桜町西36号線	桜町字茨尾5075-1	4.0~9.0	375.5	No.1
		桜町字茨尾5121-5			